

2019年度推進計画

2019年4月10日

放送コンテンツ適正取引推進協議会

2019年度は、これまでの活動を継続・発展させるため、以下の点に取り組むこととする。

(1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取り組み

(取り組み事項)

● 構成団体傘下の事業者等の全体で法令やガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進する。

- 協議会には放送事業者、番組制作会社、双方の主要な団体が参加しています。そのメリットを生かし、下請法や独占禁止法などの関係法令と、総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を構成団体傘下の事業者等の全体に普及させるための活動を行います。
- 上記活動にあたっては、総務省「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」の論点整理等、検討の動向および、見直し後の総務省ガイドライン(新ガイドライン)にも留意します。

● ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図る。

- ガイドライン等が遵守され、適切に履行されるためには、放送事業者と番組制作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図られることが重要です。協議会の各構成団体では、そうした認識のもとで傘下の事業者等にガイドライン等の周知を図ってまいります。
- あわせて、2019年4月からの働き方改革関連法施行を踏まえ、2018年12月の下請中小企業振興法「振興基準」の改正内容を周知し、親事業者の働き方改革の実施により、下請事業者への「しわ寄せ」が起こらないよう、配慮が必要な旨を周知します。

(1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取り組み <続き>

- 構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図る。

- 毎年度実施される総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる、有用な情報といえます。
- その一方で、仮に、各事業者が調査への回答を行う際に、ガイドライン等の内容を正しく理解しておらず、設問に対して正確に回答できない場合には、回答の精度が確保できず、調査の信頼も損なわれかねないことにも繋がります。そのためにも、ガイドライン等の内容を周知徹底することにより、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。
- このため、協議会ホームページや協議会主催研修会等において、構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図ることで、幅広く番組製作会社の実態が把握できるとともに、より実態に即した調査となることが期待されます。

(研修会の開催)

- 前記の事項を達成することを目的に、協議会主催の研修会を開催する(年間2回程度)。

- 業界全体への普及促進策の浸透に向けて、協議会として地方を中心に研修会を開催します。

(下請法管理ツールの活用等)

- 業界全体への効果的な普及、啓発のため、下請法管理ツールを活用する。

- 業界全体として適正な製作取引を推進するため、ガイドライン等に関する理解促進とあわせて「下請法管理ツール」を提供し、実際の取引現場でも簡便に法令に即した運用ができるようにサポートします。

(2) 協議会テキストの提供、研修会等での活用

(「協議会テキスト」の活用等)

- 協議会テキスト(「よくわかる放送コンテンツ適正取引」)を各構成団体での頒布や、協議会ホームページに掲載し、研修会等の教材として活用する。
- 総務省ガイドライン等の見直しを踏まえ、協議会テキストの改訂を検討する。
 - 協議会では、構成団体傘下の事業者等の全体にガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進し、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図ることを重要な取り組みと位置付けています。そのためには、相互理解の増進にポイントを置いた「協議会テキスト」を頒布し、受発注双方の現場で使用するとともに、協議会主催研修会および各構成団体主催研修会等の教材として活用します。

(3) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール共有

- 構成団体、総務省、公正取引委員会、中小企業庁が主催する研修会等のスケジュールを把握し、整理したうえで、協議会主催研修会を適切な時期に開催するとともに、構成団体傘下の関係者に対して、各研修会の年間を通じての開催情報を提供し、参加機会の向上に資する。(前記(1)および(2)参照)。
 - 下請法や独占禁止法等に関する研修会や説明会は、協議会の構成団体をはじめ、関係省庁なども含めて、さまざまな機関で実施されています。外部機関が実施している研修会等では、内容が必ずしも情報成果物作成委託や番組製作に関わる役務提供委託に特化されたものではないものが多いことや、開催時期や開催場所がワンストップで情報収集できないことなどから、日常の業務が多忙なスタッフにとっては、事前の日程調整が難しいなどの面がありました。協議会では各機関の研修会等の開催スケジュールを情報提供し、より希望者が参加しやすい環境を整備してまいります。

(4) ベストプラクティスの収集・共有

- 総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、相互理解を深化させ、適正取引の一層の推進を図る。
- 放送事業者側と番組製作者側の双方におけるベストプラクティスを収集する。
 - 総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知度や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる有用な情報ですが、それも、実態に即した回答がなされてこそのことといえます。そのためにも、ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。また併せて、総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、協議会においても忌憚のない意思疎通が行われることで、いっそうの相互理解の深化と適正取引の推進が期待されます。

(5) 推進計画のフォローアップ

- 推進計画の実施後、適宜フォローアップを行う。
 - 協議会では以上の取り組みについて、準備の整ったものから順次進めることとし、次年度以降、適宜フォローアップを行って参ります。

参考. 放送コンテンツ適正取引推進協議会の概要

1. 目的

協議会は、放送事業者とテレビ番組制作者の各業界団体と関係企業の情報共有を促進することにより、下請法等関係法令および、総務省策定の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知・啓発を図ることを目的とする。

2. 活動内容

- (1) 業界全体へのガイドライン等の普及・浸透
- (2) 推進計画の策定
- (3) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5) ベストプラクティスの収集・共有
- (6) 推進計画のフォローアップ

3. 構成員会名簿

【学識経験者】

青山学院大学 総合文化政策学部 教授

内山 隆

【放送事業者団体】

一般社団法人 日本民間放送連盟 下請取引専門部会部会長

池田 朋之

一般社団法人 日本民間放送連盟 下請取引専門部会副部会長

西牟田理奈

日本放送協会 編成局計画管理部専任部長

江口 貴之

一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会委員長

鮫島 慎司

一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会副委員長

山口 純也

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 権利・法令遵守委員会

須田 真司

著作権ワーキンググループ主査

【番組製作会社団体】

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 副理事長・メディアセンター長

清水 哲也

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 メディアセンター執行理事

下温湯 健

一般社団法人 全国地域映像団体協議会 理事長

遠藤 誠

一般社団法人 日本動画協会 著作権委員会副委員長

笹平 直敬

一般社団法人 日本動画協会 著作権委員会副委員長

告坂彰次朗

【オブザーバー】

総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長

渋谷闘志彦

4. 事務局

一般社団法人 日本民間放送連盟

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟

5. 活動経過

2017年6月 協議会設立

2017年9月 2017年度推進計画策定

2018年4月 2018年度推進計画策定

2019年2月 協議会テキスト〈初版〉作成

協議会ホームページ開設